



平成19年8月27日

各 位

会 社 名 E・Jホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 裕司
(コード番号 2153 東証第2部)
問合せ先 管理本部副本部長 浜野 正則
(TEL. 086-252-7520)

当社連結子会社（株式会社エイトコンサルタント）の 定款の一部変更に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社エイトコンサルタントの、本日開催の定時株主総会において、「定款の一部変更の件」が下記のとおり承認されましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

経営環境等の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における経営責任を明確にするためのものであります。

2. 定款変更の内容

内容は下記のとおりであります。

(下線部分が変更部分)

現行定款	変更後
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は電子広告とする。ただし、 電子公告…できない…ときは、 <u>日本経済新聞</u> に掲載して公告する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は電子広告とする。ただし、電子公告…できない…ときは、 <u>官報</u> に掲載して公告する。
(取締役の員数) 第15条 2 補欠取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(取締役の員数) 第15条 2 …有効期間は、当該決議後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度の…
(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内…。
<u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u>	2 (削除)

<p>(取締役会) 第 18 条 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の<u>5</u>日前までに発する。ただし・・・</p> <p>(監査役会) 第23条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の<u>5</u>日前までに発する。ただし・・・</p> <p>(剰余金の配当) 第 27 条 <u>株主総会の決議により、毎年事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 11 月 30 日の株主名簿…、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>	<p>(取締役会) 第 18 条 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の<u>3</u>日前までに発する。ただし・・・</p> <p>(監査役会) 第23条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の<u>3</u>日前までに発する。ただし・・・</p> <p>(剰余金の配当) 第 27 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u> 2 (削除)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第 28 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u> 3 <u>前 2 項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 29 条 以下各条項を各 1 条ずつ繰下げる。</p>
--	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 8 月 27 日 (月曜日)
定款変更の効力発生日 平成 19 年 8 月 27 日 (月曜日)

以 上